平成26年第3回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成26年第3回岩手町農業委員会総会は、平成26年9月22日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について
（２）　報告第２号　農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
（３）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（４）　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（５）　議案第３号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について
（６）　議案第４号　農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
（７）　議案第５号　農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について
（８）　追加議案第１号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　山口　弘
２番　中村　重信
３番　國枝　金一
５番　井戸　ツヨミ
６番　黒澤　金一
７番　太布　光則
８番　田中　正志
９番　遠藤　美江子
10番　佐々木　金見
12番　澤村　博美
13番　佐々木　夏子
14番　千葉　靜子
15番　幅　　清一
16番　福士　好子
17番　遠藤　幸夫
18番　佐々木　由和(職務代理)
(議長)19番　松本　良子(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

４番　細野　清悦

11番　横澤　稔秋

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　田村　　寿
農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
主　任　　畑中　　功

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第3回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、４番細野清悦委員、11番横澤稔秋委員の２名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。３番國枝金一委員、５番井戸ツヨミ委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告２件 議案５件 追加議案１件の提出があります。お諮りします。報告２件 議案５件 追加議案１件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告２件 議案５件 追加議案１件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号、農地法第18条第６項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、２ページとなっております。農地法第18条の規定による合意解約通知について、であります。受付番号３番から22番の登記地目、筆数は、田53筆となっております。登記面積合計109,810㎡となっております。解約後に農地中間

管理事業で農地中間管理機構へ権利設定することになっている農地となっておりますので、詳細の説明を省略させていただきます。以上、報告を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第１号、農地法第18条第６項の規定による通知について、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知について、を終わります。

議　　長　次に、報告第２号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり、農地法施行規則第32条第１項第１号の規定により、転用の例外届け、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、７ページとなっております。農地法施行規則該当転用届について、であります。受付番号６番、土地の所在は、大字沼宮内第16地割、現況地目、畑、届出面積553㎡の内30㎡となっております。申請人は、宮城県仙台市青葉区一番町の携帯電話会社です。施設の概要は、携帯電話の鉄塔１棟30㎡となっております。利用状況は無線基地局となっております。８ページには位置図を添付しておりますので、参照してください。以上、報告を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第２号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議　　長　異議なしと認め、報告２号農地法施行規則(転用の例外)該当届けについて、を終わります。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、10ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可について、であります。受付番号25番、土地の所在は、大字一方井第４地割及び大字一方井第11地割、大字一方井第13地割、登記地目、畑３筆、田１筆、登記面積合計8,898㎡となっております。譲受人は、大字一方井第４地割の50歳の男性の方です。譲渡人は、紫波郡紫波町栃内の71歳の男性の方です。理由は、受贈し農業を行う、町外に居住により管理出来ない為となっております。譲受人の耕作面積は8,898㎡となっております。家族数は３人で耕作者数は２人となっております。父から子へ贈与となっております。11、12ページには位置図を添付しておりますので、参照してください。

次に、資料は13ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売買許可について、であります。受付番号26番、土地の所在は、大字御堂第５地割、登記地目、畑２筆、登記面積合計3,969㎡となっております。譲受人は、大字御堂第５地割の63歳の男性の方です。譲渡人は、二戸郡一戸町中山の69歳の女性の方です。理由は、相手方の要望による、経営規模縮小によるとなっております。譲受人の耕作面積は、40,075㎡となっております。家族数は６人で耕作者数は３人となっております。土地代総額900,000円となっております。14ページには位置図を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましては現地調査を実施しておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いいたします。

５番井戸委員　受付番号25番、26番の件について、５番の私の方から報告いたします。現地確認は、私、井戸と８番田中正志委員及び事務局２名で確認してまいりました。受付番号25番の農地の贈与の件について、報告いたします。地区は、一方井地区です。一方井採石場下の農地及び今松地区で※※※※付近の農地でございました。贈与の内容は、父親が紫波町に住んでいるため、町内に住んでいる息子へ農地を贈与したいとのことでした。現地を確認しましたところ、いずれも農地として利用されており土地の利用状況、計画の内容、周辺農地への影響などいずれにつきましても問題がなく法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認してまいりました。

次に、受付番号26番、農地の売買の件について報告いたします。地区は、前ヶ沢地区です。譲受人が以前から農地を借りていたところで、譲り渡し人に買ってもらえないかと話を持ちかけられて、話が纏まったので申請したとのことでした。現地を確認してまいりましたところ、農地として利用されており土地の利用状況、計画

の内容、周辺農地への影響などいずれにつきましても問題がなく法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認してまいりました。以上、報告を終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第７条の第１項の規定により意見を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、16ページとなっております。農地法第４条の規定による農地等の転用許可について、であります。受付番号３番、土地の所在は、大字土川第４地割、登記地目、畑、申請面積21,629㎡の内460㎡となっております。申請人は、大字土川第４地割の43歳の男性の方です。転用目的は、農家住宅、居宅１棟95㎡となっております。17ページには位置図を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましては現地調査を実施しておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いいたします。

５番井戸委員　受付番号３番の件について、５番の私の方から報告いたします。現地確認は、私、井戸と８番田中正志委員及び事務局２名で確認してまいりました。地区は、鴫沢地区です。県道岩手大更線から西へ約850m先の右手の申請者宅に隣接している農地で、現在も畑として利用しておりました。農振地域でしたが、農振地域も除外されており、本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上、報告を終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第３号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、19ページとなっております。非農地証明について、であります。受付番号７番、土地の所在は、大字江刈内第19地割、現況地目、雑種地、登記面積528㎡となっております。申請人は、滝沢市巣子の70歳の女性の方です。利用状況は、平成２年より駐車場として利用しているとのことです。20ページには、位置図を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましては、現地調査を実施しておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

５番井戸委員　　受付番号７番の件について、現地調査の結果を５番の私の方から報告いたします。現地確認は、私、井戸と８番田中正志委員及び事務局２名で確認してまいりました。地区は、城山地区です。場所はＪＲバスの転回路付近でございました。現地を確認しましたところ、申請のとおり既に駐車場として利用して相当な年数が経っている状態でした。又、農地の面影は全くなく砕石も敷かれておりましたので、農地への復元は困難な状態で、やむを得ないのではないかと判断してまいりました。以上、報告を終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号、農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　議案第４号「農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定にもとづき、別紙のとおり策定された平成26年度岩手町農用地利用集積計画について、提出されたので農業委員会の意見を求める、の件であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、22ページとなっております。利用権設定について、であります。受付番号１番から31番の登記地目、筆数は、田87筆となっております。登記面積合計177,792㎡となっております。農地中間管理事業に係る賃貸借権設定及び使用貸借権設定となっておりますので、詳細の説明を省略させていただきます。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

17番遠藤委員　今回の一方井地区は、基盤整備も終わり、農道や用排水路の整備もされている場所ですので、条件がそろって集積計画の策定が速やかに進んだと思いますが、次に、他の地区でこのような動きはありますでしょうか。

事　務　局　現在は、一方井地区だけでございます。県内第１号を目指して現在進めているところです。他の地区については、纏まっている浮島地区とか、川原木地区とかが次回の候補地になってくるのかという感じです。実際には、まだ声かけはしておりません。事務局と農林環境課では、一方井地区を先行で行えば進め方も分かりますので、それを踏まえて浮島地区、川原木地区そして町内全域に声かけをして行ければと思っております。以上です。

議　　長　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第４号、「農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について」は、原案のとおり可とすることについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第５号岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、30ページとなっております。受付番号８番、事業計画者は八幡平市大更の方です。土地の所在は、大字一方井第５地割、登記地目、畑、申請面積3,081㎡の内292㎡となっております。事業変更目的は、農用地を一般住宅用地に転用するものです。協議内容につきましては、庁舎内の関係課と協議した内容となっております。31ページから34ページには、岩手農業振興地域整備計画変更申出書となっております。

次に、資料については35ページとなっております。受付番号９番、事業計画者は、大字一方井第５地割の男性の方です。土地の所在は、大字一方井第５地割、登記地目、畑、申請面積3,081㎡の内264㎡となっております。事業変更目的は、農用地を一般住宅用地に転用するものです。協議内容につきましては、庁舎内の関係課と協議した内容となっております。36ページから39ページには、岩手農業振興地域整備計画申出書となっております。

次に、資料については40ページとなっております。受付番号10番、事業計画者は大字一方井第１地割の男性の方です。土地の所在は、大字一方井第１地割、登記地目、畑、申請面積965㎡の内608㎡となっております。事業変更目的は、農用地を農家住宅用地に転用するものであります。協議内容につきましては、庁舎内の関係課と協議した内容となっております。41ページから44ページには、岩手農業振興地域整備計画変更申出書となっております。

次に、資料は45ページとなっております。受付番号11番、事業計画者は大字江刈内第20地割の男性の方です。土地の所在は、大字江刈内第20地割、現況地目、畑、申請面積1,888㎡の内395㎡となっております。事業変更目的は、農用地を農家住宅用地に転用するものです。協議内容につきましては、庁舎内の関係課と協議した内容となっております。46ページから49ページには、岩手農業振興地域整備計画変更申出書となっております。50ページには受付番号８番の位置図を、51ページには受付番号９番の位置図を、52ページには受付番号10番の位置図を、53ページには受付番号11番の位置図を添付しておりますので、参照してください。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第５号、農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、追加議案第１号農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、別紙のとおり農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定に基づき、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、２ページとなっております。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、の概要であります。岩手町長から９月24日までに農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、の意見を求められているものです。これは、５年に１回、町が策定を行うものですが、まだ前回の平成22年４月から５年経っておりませんが、今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、この内容に変更が必要になったものでございます。詳細につきましては、基本構想の担当であります農林環境課の志田副主幹から説明してもらいます。

農林環境課　今回、農業委員会にお諮りしますのは農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見ですが、国の法律に農業経営基盤強化促進法という法律がございます。皆様ご存じの認定農業者といったものも、この法律の中で定めることによって認定すると言った大本の法律です。この度、この法律の改正がございましてこの法律によって県基本方針の変更に伴い、町の方で、市町村基本構想を変更しなければならないことになっております。変更の手続きについては、農業委員会の意見を頂きながら手続きをしなければならないことになっております。そのため、農業委員会にお諮りするという事です。その後、知事の同意を得て基本構想の公告をして変更するということになっております。資料に、新旧対照表を添付しております。大まかに変更になったものは、全部で６章ございます。目標とか指標がこの中に記載されております。その中で、新しいものとして地域農業マスタープラン、農地中間管理事業、新規就農者というのがこの度、法律が変わりました。リーディング経営体は県が数年前から年間所得概ね1,000万円以上の方の育成をするという事業を行っておりまして。新規就農者は、これからは、認定農業者と同じように審査会で認定される格好で送りだしていくという仕組みが変わりまして、このなかで目標、指標のところに新規就農

者所得いくらぐらいかと目標も掲げております。通常は、５年に一度の改正ですが、今回、国の法律が変わったので改正するというものです。

認定農業者とか農地集積事業とかもろもろのものは、農業経営強化促進法の国の法律で決まっております。それを受けて県、町でも作成することになっておりますので、今回、農業委員会にお諮りした訳でございます。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。追加議案第１号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の決定について、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　その他に入ります。この際、皆さんから何かございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、第3回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時14分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

３番　　印

５番　　印